

火薬類取締法施行細則

令和2年3月27日
宮城県公安委員会規則第4号

火薬類取締法施行細則を次のように定める。

火薬類取締法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(不許可の通知)

第2条 法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類（以下「猟銃用火薬類等」という。）についての法第17条第2項の規定による譲渡若しくは譲受けの不許可、法第24条第2項の規定による輸入の不許可又は法第25条第2項の規定による消費の不許可は、不許可（譲渡・譲受け・輸入・消費）通知書（別記様式第1号）を交付して行うものとする。

(許可の取消しの通知)

第3条 猟銃用火薬類等についての法第17条第3項の規定による譲渡若しくは譲受けの許可の取消し又は法第25条第3項の規定による消費の許可の取消しは、火薬類（譲渡・譲受け・消費）許可取消通知書（別記様式第2号）を交付して行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第 号

不許可（譲渡・譲受け・輸入・消費）通知書

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日（ 歳）

譲渡
譲受け
輸入
消費

年 月 日付けで申請のあった猟銃用火薬類等の
については、下記の理由によりこれを許可しないので通知する。

記

許可しない理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

備考1 不要の文字は、＝で消去すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

火薬類（譲渡・譲受け・消費）許可取消通知書

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第17条第3項
第25条第3項 の規定により、下記

のとおり火薬類（譲渡・譲受け・消費）の許可を取り消すので通知する。

記

火薬類（譲渡・譲受け・消費）許可証	番 号	
	交付年月日	年 月 日
	交 付 者	
本 籍 ・ 住 所 ・ 氏 名 ・ 生 年 月 日	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）
取 消 し の 理 由		

備考1 不要の文字は、＝で消去すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。